

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 5 年 3 月 1 日 至 令和 6 年 2 月 29 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 山本整形外科

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷 375 番地 8

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 28 年 9 月 14 日

(4) 設立登記年月日 平成 28 年 9 月 28 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	山本 尚幸	管理者
理 事	山本 尚司	
同	井上 陽介	
監 事	堀江 裕	

注) 1. 「社会医療法人、特別医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 47 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 49 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 山本整形外科	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷 375 番地 8	無し

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
無し		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
無し		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年4月24日	第7期報告の承認に関する件
〃	第8期役員報酬の決定の件
令和5年5月1日	理事及び社員追加に関する件
令和5年5月30日	理事及び監事変更に関する件
令和5年5月31日	理事退任に関する件
令和6年2月26日	令和6年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	借入限度額の承認に関する件

法人名 医療法人 山本整形外科
所在地 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷 3 7 5 番地 8

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表 ✓
(令和6年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	24,161	I 流 動 負 債	14,232
II 固 定 資 産	28,409	II 固 定 負 債	18,613
1 有 形 固 定 資 産	17,865	負 債 合 計	32,845
2 無 形 固 定 資 産	1	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	10,543	科 目	金 額
		I 資 本 金	32,344
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	△ 12,619
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	19,725
資 産 合 計	52,570	負 債 ・ 純 資 産 合 計	52,570

法人名 医療法人 山本整形外科
所在地 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷 3 7 5 番地 8

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書 /
(自 令和5年3月1日 至 令和6年2月29日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	76,928
2 事業費用	80,909
本来業務事業損失	3,981
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
付帯業務事業利益	0
事業損失	3,981
II 事業外収益	1,867
III 事業外費用	87
経常損失	2,201
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	2,201
法人税等	71
当期純損失	2,272

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 山本整形外科
所在地 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷 3 7 5 番地 8

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和6年2月29日現在)

1. 資 産 額	52,570 千円
2. 負 債 額	32,845 千円
3. 純 資 産 額	19,725 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	24,161
B 固 定 資 産	28,409
C 資 産 合 計 (A + B)	52,570
D 負 債 合 計	32,845
E 純 資 産 (C - D)	19,725

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 山本整形外科
理事長 山本 尚幸 殿

私は、医療法人 山本整形外科 の令和 5 会計年度（令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 6 年 4 月 18 日

医療法人 山本整形外科
監事 堀江 裕

